

保 育 園 入 園 の

ご あ ん な い

令和3年度版

申込み・問合せ

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
受付時間	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時 ※区民課保健福祉係は、毎週水曜日に窓口開庁時間を延長していますが、 保育園入園に関する相談や申請の受付時間は17時までです。
申込方法	担当支所に提出書類を持参又は郵送。 窓口の混雑緩和のため、郵送での申込みにご協力ください。 ※[DL]は区指定の書式です。港区公式ホームページからダウンロード できます。

お住まいの地区	担当支所
芝、三田1～3丁目、海岸1丁目、東新橋、新橋、 西新橋、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	芝 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL 3578-3161 FAX 3578-3183
麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、 西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布	麻布 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒106-8515 港区六本木5-16-45 TEL 5114-8822 FAX 3583-0892
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	赤坂 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒107-8516 港区赤坂4-18-13 TEL 5413-7276 FAX 3402-8192
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	高輪 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒108-8581 港区高輪1-16-25 TEL 5421-7085 FAX 5421-7613
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	芝浦港南 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8516 港区芝浦1-16-1 TEL 6400-0022 FAX 5445-4590

※入園前後を通じて、担当支所が中心となって相談や連絡を行います。

本冊子には、港区内の認可保育園等に入園するために必要な手続きが記載されています。申込み前に、必ずお読みください。

一時保育等、その他の保育サービスについては、港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」も参照してください。

港区公式ホームページ



令和3年度保育園入園に関する説明動画



目次

申込み・問合せ	表紙
～目次・保育コンシェルジュについて～	
I 認可保育園等のご案内	1
1 利用できる施設	1
2 子どものための教育・保育給付認定について	2
3 入園までの流れ	4
4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み	5
5 申込締切日・結果発表	6
6 申込みにあたっての注意事項	8
7 障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込み	10
8 提出書類	12
9 港区保育利用調整基準	14
10 よくあるご質問	18
11 入園後の届出・手続き等	20
12 保育料（給食費）	22
13 延長保育・早朝保育	26
14 休日保育	27
15 年末保育	27
II その他の保育サービス	28
認証保育所	28
みなと保育サポート、ベビーホテル	29
ベビーシッター、一時保育	29
待機児童向け居宅訪問型保育事業	32
病児・病後児保育室	33
育児休業明け入所予約制度のご案内	34
港区内認可保育園等一覧	別紙

保育コンシェルジュについて

保育コンシェルジュがお子さんの預け先等の相談に応じながら、区内のさまざまな保育サービス情報を提供し、家庭の状況に応じて最適な預け先が見つけれられるよう支援します。港区にお住まいで、就学前のお子さんの保育の支援を必要とされる方が対象です。電話で予約の上、指定の総合支所に来てください。（電話相談も可）

相談時間：①午前9時15分～ ②午前10時30分～ ③午後1時15分～ ④午後2時30分～

予約先：子ども家庭支援部保育課保育支援係 TEL 3578-2851

I 認可保育園等のご案内

1 利用できる施設

保護者が就労や病気等の理由により家庭で保育ができない場合、次の施設を利用できます。

種別		内容
施設	認可保育園	国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事(令和3年4月以降は港区長)に認可されています。 0歳児から5歳児までの児童の養護と教育を一体的に行う施設です。
	認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設です。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。 ※現在区で実施している保育所型認定こども園における1号認定の子どもを受け入れる施設は、学校教育法上の認可を受けた幼稚園ではありません。
	港区保育室	待機児童対策として、港区が設置する認可外保育施設です。 独自施設のため認可は受けていませんが、認可保育園の利用調整基準を適用して入園を決定しており、保育料、保育内容も認可保育園と同様です。
地域型保育事業	小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業	0歳児から2歳児までの児童を対象に、就労等により家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行います。 ※令和2年10月現在、港区では家庭的保育事業を実施していません。
	居宅訪問型 保育事業	以下の児童に対して、自宅において保育者による1対1の保育を行います。 ・待機児童向け居宅訪問型保育事業 保育の必要性があり、2園以上希望したが、認可保育園等に入園することができなかった0歳児から2歳児までの児童 ・障害児訪問保育 保育の必要性があり、障害・疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童 ※詳しくは担当支所に問い合わせてください。

※施設の所在地や定員、休園日等については別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

※2歳児クラスまでの認可保育園等に3月末まで在園し、4月以降も継続して保育を希望する場合、区で利用調整を行い、3歳児クラスの転園先を確保します。

<令和3年度クラス年齢表>

令和3年4月1日現在の年齢で、利用する施設のクラスが決まります。

クラス	生年月日	(西暦)
0歳児クラス	令和2年4月2日～	2020年4月2日～
1歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	2019年4月2日～2020年4月1日
2歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018年4月2日～2019年4月1日
3歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017年4月2日～2018年4月1日
4歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日	2016年4月2日～2017年4月1日
5歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日	2015年4月2日～2016年4月1日

例)令和2年4月6日生まれのお子さんは、1歳の誕生日を迎えても令和3年度中の申請は0歳児クラスです。

2 子どものための教育・保育給付認定について

認可保育園等を利用する場合、お子さんの保育が必要であることの認定(子どものための教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

認定には「認定区分」「保育が必要な事由」「保育必要量」「認定期間」の項目があり、お子さん1人につき1通「子どものための教育・保育給付認定証」(以下、「認定証」という。)が交付されます。

(1) 認定区分

お子さんの「年齢」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で就学前の子ども	幼稚園※1・認定こども園※2
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 港区保育室 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	

3号認定(満3歳未満)から2号認定(満3歳以上)への切り替えにあたっては、3歳の誕生日までに港区から認定区分変更通知書とともに新しい認定証を送付します。

※1 区立幼稚園については、港区教育委員会事務局学校教育課学務係に問い合わせてください。

TEL3578-2779

私立幼稚園については、港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係に問い合わせてください。

TEL3578-2712

※2 芝浦アイランドこども園は4・5歳児クラスが対象です。

(2) 保育が必要な事由

認定(2号認定、3号認定)を受けるには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労……………月48時間以上の就労を常態としている場合
- ② 出産……………妊娠中又は出産後間がなく保育が困難な場合
- ③ 疾病……………疾病、負傷により保育が困難な場合
- ④ 障害……………心身に障害があり保育が困難な場合
- ⑤ 介護・看護 ……疾病又は心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑥ 求職……………求職活動をしている場合
- ⑦ 就学……………週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合
- ⑧ 災害復旧……………災害の復旧にあっているため、保育が困難な場合
- ⑨ 育児休業……………育児休業取得時に認可保育園等に在園しているお子さんがいて、育児休業中も引き続き保育が必要な場合(在園中の保護者のみ)
- ⑩ その他……………児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合

※「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育が必要な事由には該当し

ません。

(3) 保育必要量・認定期間・在園できる期間

保育必要量・認定期間は、保育が必要な事由に応じて決定します。保育必要量は「標準時間」と「短時間」があり、下記の表内で「標準時間」「短時間」のどちらにも○がついている場合には、勤務時間等により、どちらかに認定します。

ただし、認定期間と在園できる期間は異なる場合があります。

保育が必要な事由	保育必要量		認定期間	在園できる期間
	標準時間	短時間		
就労	○	○	小学校就学前まで(失職した場合は「求職」に同じ)	
出産	○	○	出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで	
疾病・障害 介護・看護 災害復旧 その他	○	○	保育の必要が無くなるまで	
求職	×	○	3か月間 (ただし、3か月以内に就職した場合は「就労」に認定変更)	入園した月から3か月間 (ただし、3か月以内に就職した場合は「就労」に認定変更)
就学	○	○	学校の卒業(修了)まで	
育児休業 (在園児のみ)	×	○	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末まで (ただし、翌月(4月)中に復職する場合は、4月以降も引き続き在園できます。) ※詳細は20ページを参照してください。	

(4) 保育時間

「標準時間」は7時15分から18時15分の間で最長11時間、「短時間」は9時から17時の間で最長8時間、保育園等の利用ができます。恒常的に9時から17時を超えて利用する場合は、保育標準時間としての認定が必要になります。具体的な保育時間は入園前の面接で決定します。標準時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育(26ページ参照)を利用してください。また、一部の保育園では保育標準時間、保育短時間が下記の時間と異なります。詳しくは別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

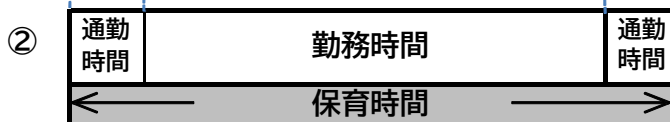
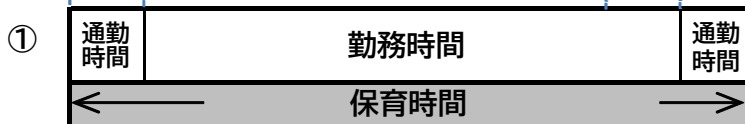
7:15 8:00 9:00 16:00 17:00 18:00 18:15

就労の場合の保育必要量の考え方例

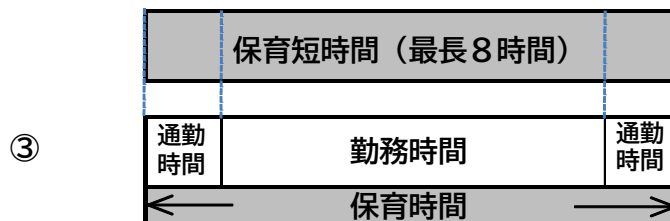
① 勤務時間：9時～17時
通勤時間：1時間
保育時間：8時～18時
保育必要量は標準時間

② 勤務時間：9時～16時
通勤時間：1時間
保育時間：8時～17時
保育必要量は標準時間

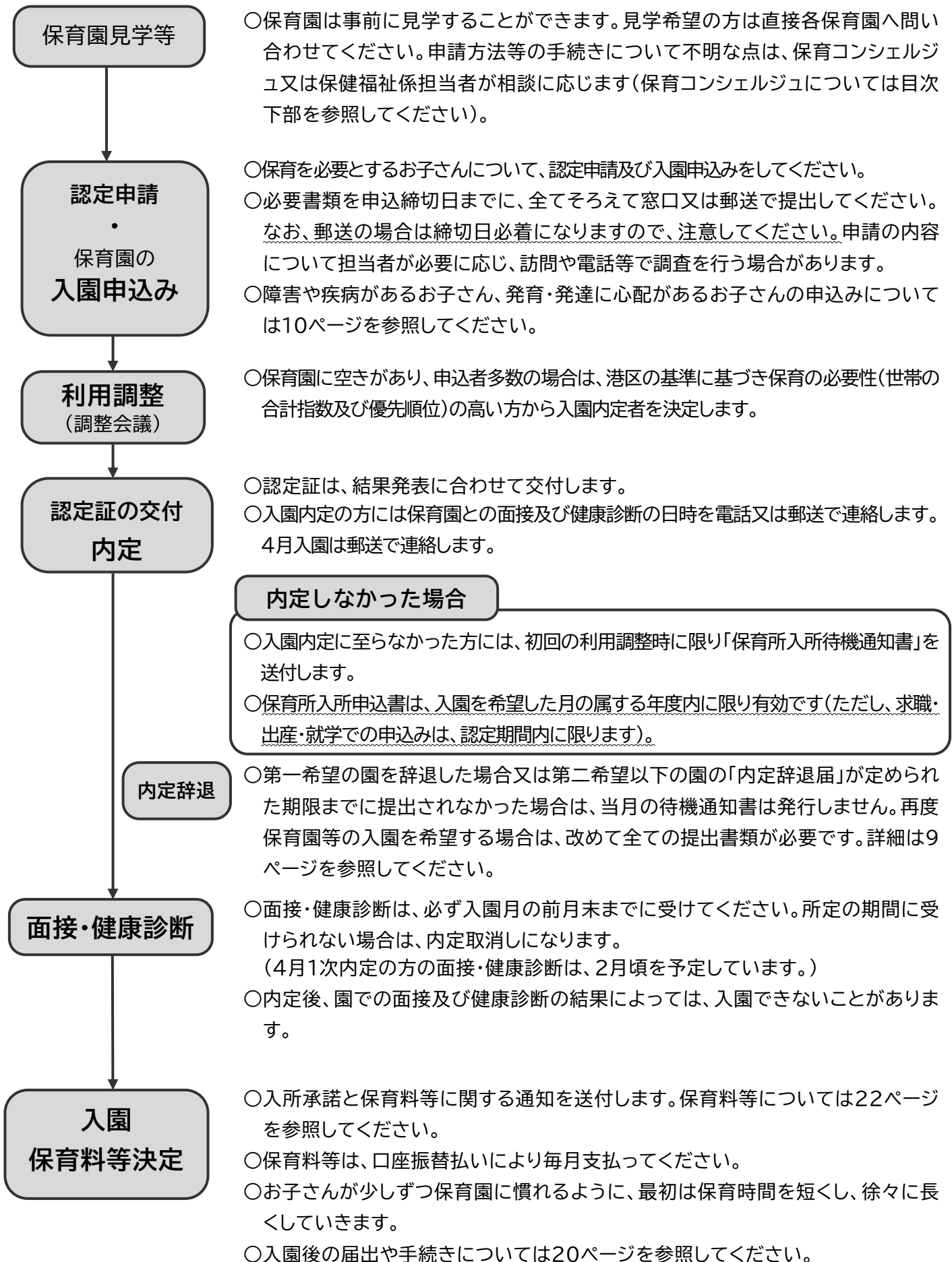
③ 勤務時間：10時～16時
通勤時間：1時間
保育時間：9時～17時
保育必要量は短時間



9:00 10:00 16:00 17:00



3 入園までの流れ



4 港区外の保育園の申込み・港区外からの申込み

(1) 港区内にお住まいの方(港区外の保育園に申込みの場合)

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
申込締切	自治体によって締切日が異なります。各自治体に確認の上、提出書類を準備してください。 <u>港区での受け付け後に、提出書類を希望する自治体に送付するため、申込期限に余裕を持って申込みしてください。</u>
申込条件	申込条件や提出書類は、自治体によって異なります。事前に希望する自治体の担当窓口にお問い合わせしてください。

※転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先自治体で改めて申込みが必要になります。

(2) 港区外にお住まいの方(港区内の保育園に申込みの場合)

港区外にお住まいの方で、港区に転入予定または港区に勤務地がある方は、お住まいの自治体に申込みしてください。港区の締切日までに港区に届くように申込期限に余裕を持って申込みしてください(転入予定の方の申請書類は、港区指定の書式を使用してください。)。

① 港区に転入予定の方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	6～7ページの申込締切日
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の転入先の住所地が確認できる書類及び同意書〔DL〕を提出できること。(売買契約書、賃貸契約書による確認が必要) ・<u>入園する月の前月末までに港区に転入し住民登録をすること。</u> ・<u>内定発表後、指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入園内定した方は、入園希望月の前月末までに、港区への住民登録と入所申込み手続きが行われない場合、入園内定取消しとなります。 ・海外から転入予定の方は、転入予定先の担当支所に事前に連絡してください。 ・港区で内定しなかった場合、転入後も前自治体の保育施設等に継続して在園する場合は「転園」の扱いとなります。

② 港区に勤務している方

受付窓口	現在、お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	6～7ページの申込締切日
申込条件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証の交付を受けていること。 ・保護者(父又は母のいずれか)の勤務地が港区にあること。 ・<u>内定発表後、指定された日時に、面接及び健康診断を受けられること。</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>0～2歳児クラスの4月～9月入園については申込みできません。</u> ・<u>3歳児クラス以上の4月入園については、2次調整会議から対象です。</u> ・<u>希望園に2名以上の空きがない場合は、利用調整の対象になりません。</u>(空き情報は港区公式ホームページに掲載しています。) ・在勤の方は、調整指数で9点が減算されます。 ・産前産後休業取得中、育児休業取得中、求職活動中、就労内定の方は申込みできません。 ・港区保育室及び居宅訪問型保育事業の申込みはできません。

5 申込締切日・結果発表

(1) 令和3年4月入園(1次)の申込みについて

	郵送申請の受付期間	窓口申請の受付期間
1 次	令和2年11月2日(月)～ 令和2年11月24日(火) 必着 不足書類があった場合、令和2年12月7日(月)までに提出してください。	令和2年11月2日(月)～ 令和2年12月7日(月) 17時 0歳児クラスの申込みで、お子さんが令和2年12月1日～令和3年1月1日に生まれた方は、出生届提出後～令和3年1月7日(木)まで申請を受け付けます。
	医師の意見書の提出が必要な方(10ページ参照)の郵送・窓口受付期間	
	令和2年11月2日(月)～令和2年11月20日(金) 17時 お子さんの様子も伺いながら、受け付けします。	
	結果のお知らせ	
	令和3年1月28日(木)発送 結果については、通知をもって発表に代えます。 電話での問い合わせについては、2月1日(月)以降に受け付けます。	

※待機児童向け居宅訪問型保育事業の申込みの結果については、2次で発送します。

(2) 令和3年4月入園(2次)の申込みについて

	郵送申請の受付期間	窓口申請の受付期間
2 次	令和3年1月12日(火)～ 令和3年2月12日(金) 必着	令和3年1月29日(金)～ 令和3年2月12日(金) 17時 0歳児クラスの申込みで、お子さんが令和3年2月3日～令和3年2月17日に生まれた方は、出生届提出後～令和3年2月19日(金)まで申請を受け付けます(みなと・みつばち保育園のみ申請可)。
	医師の意見書の提出が必要な方(10ページ参照)の郵送・窓口受付期間	
	令和3年1月29日(金)～令和3年2月5日(金) 17時 お子さんの様子も伺いながら、受け付けします。	
	結果のお知らせ	
	令和3年3月5日(金)発送 結果については、通知をもって発表に代えます。 電話での問い合わせについては、3月9日(火)以降に受け付けます。	

<令和3年4月入園の申込可能月齢>

	お子さんの誕生日	入園可能月齢による区分(別紙「港区内認可保育園等一覧」参照)		
		生後43日の園	生後57日の園	生後3か月の園
1次	令和3年1月1日生まれまで	○	○	○
2次	令和3年2月3日生まれまで	○	○	×
	令和3年2月17日生まれまで	○	×	×

(3) 令和3年5月以降入園の申込みについて

入園月	申込締切日	医師の意見書の提出が必要な方の締切日	結果発表日	
令和3年	5月	4月6日(火)	3月5日(金)	4月15日(木)
	6月	5月10日(月)	4月6日(火)	5月18日(火)
	7月	6月4日(金)	5月10日(月)	6月15日(火)
	8月	7月6日(火)	6月4日(金)	7月15日(木)
	9月	8月5日(木)	7月6日(火)	8月17日(火)
	10月	9月6日(月)	8月5日(木)	9月15日(水)
	11月	10月6日(水)	9月6日(月)	10月15日(金)
	12月	11月5日(金)	10月6日(水)	11月16日(火)
令和4年	1月	12月6日(月)	11月5日(金)	12月15日(水)
	2月			
	3月			

※12月6日以降に生まれた方の申込みはできません。

【郵送申請される方へ】

- ①郵送先は、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係です(表紙参照)。
- ②締切日必着なので、送付期間には余裕を持って提出してください。
- ③「提出書類チェックシート」を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- ④書類は到着確認ができる郵送方法で提出してください。到着確認の連絡には回答できません。
郵送事故等による書類の遅れや不着については、一切の責任を負いません。
- ⑤提出された書類に不備があった場合、記載内容について、勤務先や申請者に電話で確認する場合があります。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかからない場合がありますので、注意してください。
- ⑥郵送申請で不足書類があった場合、担当支所から電話で連絡します。窓口申請の受付締切日までに必ず提出してください。提出が無い場合は、入園希望月の調整会議の対象にはなりません。
- ⑦区外からの申込みの方は郵送での申請はできません。お住まいの自治体を通しての申請になるので、お住まいの自治体の担当窓口にご相談してください(5ページ参照)。

6 申込みにあたっての注意事項

(1) 全ての方へ

- ①申込締切日直前は各保健福祉係窓口及び電話が大変混雑します。お早めに申込みください。
- ②必要書類は全てそろえて漏れなく記入し、締切日までに余裕を持って申込みしてください。提出された書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合があります。また、書類が全てそろわない場合は、受け付けできませんので注意してください。
- ③保育園見学については、各保育園へ直接問い合わせてください。
- ④申請書の希望園記入欄に保育園コードを記入するようになりました。保育園コードは「港区内認可保育園等一覧」に記載されています。園名と保育園コードは正しく記入してください。記入されている園名と保育園コードが一致しない場合は、園名の方を優先します。
- ⑤入園を希望する保育園の追加や変更届についても、各月の申込締切日までに提出してください。
- ⑥申込書の有効期限は、令和3年4月入園から令和4年3月入園までです。ただし、求職、出産、就学等の要件で申込みの場合は認定期間と同じ期間です。令和4年度4月以降の入園を引き続き希望する場合、改めて申込みが必要です。
- ⑦申込み後に、父母の仕事や家庭状況その他申込み内容に変更があった時は、指数が変わる場合があります。速やかに、変更後の必要書類を提出してください。勤務状況等、申込み内容と実態が異なる場合は、内定や入園決定が取消しになる場合があります。
- ⑧申請内容に虚偽があった場合、申請は無効となります。
- ⑨空き状況については、毎月1日に更新されます(1月1日、2月1日、3月1日を除く)。
港区公式ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp/>)を参照してください。
- ⑩申込み時に空きの無い保育園等でも、転園や退園により調整会議までに空きが生じる場合があります。空き状況に関わらず、利用したい順に希望園を選択してください。

(2) 4月入園を申込みされる方へ

- ①4月入園の受付は、6ページのとおり申込受付期間を設けて行います。1次の申込受付期間後の申請は、2次の申込受付期間にしてください。
- ②4月入園の申込みをした方は、「育児休業明け入所予約制度」の申込みはできません。育児休業明け入所予約の制度については34ページを参照してください。
- ③4月入園の2次では、1次で定員数に満たず、定員に空きがある園を希望する申込者と、令和3年1月2日以降に生まれ、生後43日目、生後57日目から入園できる保育園を希望する申込者について、選考を行います。
- ④居宅訪問型保育事業を希望する方の利用調整は、4月入園1次、2次の結果、内定に至らなかった方を対象に行います。
- ⑤4月入園1次の結果、希望順位の低い保育園等に内定した方が、2次で他の保育園等を希望する場合は、1次の内定を辞退届提出の締切日までに辞退する必要があります。1次での内定を確保したまま、2次の利用調整にはかかりません。

(3) 育児休業を取得している方へ

- ①保護者が育児休業を取得している期間は、利用調整の対象にはなりません。育児休業を取得中の方は、復職予定の月から利用調整の対象となります。復職予定の月は、就労証明書に記載された復職予定日又は育児休業期間短縮の可否により確認します。
- ②育児休業後は、育児休業を取得した勤務先に復職することが必要です。復職せずに転職した場合、それまでと同じ勤務条件であっても、就労から就労内定の指数に下がります。そのため、入園内定後に勤務先を変更していることが判明した場合は、内定取消しとなります。「育児休業」認定で在園しているお子さんは退園になります。
- ③申込み後、認可保育園等の待機期間中に育児休業から復職した場合、「復職証明書」の提出が必要です。また、お子さんの預け先の「受託証明書」等の提出が必要になりますので、担当支所に連絡してください。
- ④育児休業の延長を希望する方は、港区認可保育園等の申込みに関する確認書の所定欄に署名をしてください。
- ⑤育児休業給付金を受けている場合、育児休業給付金の受給期間延長の手続きについては、勤務先又はハローワークに確認してください。
- ⑥育児休業給付金を受けている方で、1歳の誕生月の不承諾通知書(待機通知書)が必要な方は、誕生月の入園申込みが必要です。締切日に注意してください。(締切日については6・7ページ参照)2月、3月生まれの方は、1月の入園月の申込締切日までに申込みしてください。
例)令和2年9月生まれのお子さんの1歳の誕生月の申込締切日→令和3年8月5日

(4) 求職中の方へ

求職要件で申込みする方で、申込み後に待機となり、有効期間後も引き続き入園を希望する場合、3か月間の有効期間が切れる前に認定と入所申込みの再申請が必要です。

(5) 兄弟姉妹がすでに認可保育園等に在園している方へ

すでに在園している兄弟姉妹が幼稚園等に入園予定(手続き予定含む)の方は、申請時に申し出てください。申し出がなく、保育園に内定したお子さんの入園前に在園しているお子さんが退園することが分かった場合は、調整指数6番、11番、優先順位7番に影響するので、内定は取消しになります。

(6) 兄弟姉妹で同時に入園申込みをする方へ

同時に内定が決まった兄弟姉妹のうち、1人でも内定辞退をした場合は、優先順位9番に影響するので、内定辞退をしていないお子さんについても、同時に内定取消しとなります。入園の意思が無くなった場合は、入所申請の受付期間内に「保育所等申込取下届」を提出してください。

内定辞退について

やむを得ず内定した園を辞退する場合は、「内定辞退届」及び「申請内容変更届(希望園の変更)」の提出が必要です。提出期限までに担当支所へ提出してください。内定辞退届の提出期限については、内定通知に同封する書類で確認してください。

第一希望の園を辞退した場合、又は第二希望以下の園の「内定辞退届」が提出期限を過ぎた場合は、当月の待機通知書の発行はしません。その場合、内定辞退した月は認証・認可外保育施設の助成金の対象外となります(区民税課税世帯の0～2歳児に限る)。また、育児休業給付金の受給期間延長手続きができません。

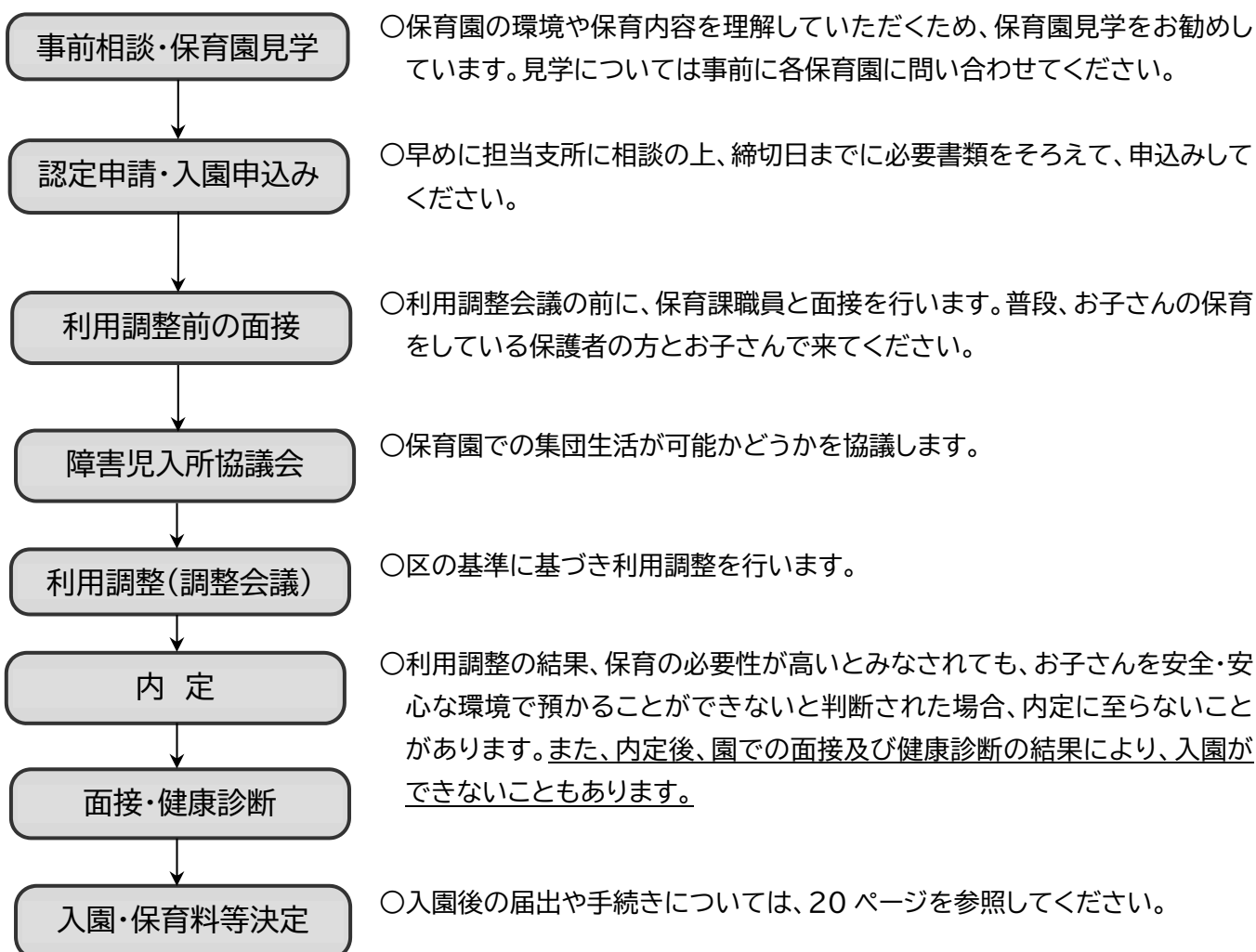
内定辞退後も保育園の入園を希望される方は、改めて申請書類一式の提出が必要となります。

7 障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込み

お子さんに障害や疾病がある方、また、発育や発達に心配な点がある方は早めに担当支所に相談してください。申込みにあたり、下記の書類が必要になります。また、申込み後にお子さんの状態の確認のために保育課職員と面接を行います。早めに各総合支所区民課保健福祉係に相談してください。申込締切日は6～7 ページを参照してください。

対象児童	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・継続通院中のお子さん ・障害があるお子さん ・疾病があるお子さん ・発達に心配があるお子さん 	<ul style="list-style-type: none"> ・12～13ページの提出書類一式 ・児童状況表[DL] ・区指定の医師の意見書[DL]又は区指定の診断書[DL] ・障害者手帳の交付を受けている場合、手帳のコピー

【申請から入園までの流れ】



居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)

保育の必要性があり、障害や疾病等の理由により医療的ケア等が必要であり、集団保育が著しく困難であるお子さんを対象に、居宅訪問型保育事業を行っています。お子さんの居宅において保育者による1対1の保育を行います。詳しくは担当支所に問い合わせてください。事業者：特定非営利活動法人 フローレンス

元麻布保育園(医療的ケア児・障害児クラス)

集団保育が可能とされた、日常的に医療的ケア(※)が必要なお子さんや障害のあるお子さんを専用のクラスで受け入れます。クラスには担任の看護師が常駐し、登園が困難なお子さんについては福祉車両での送迎支援を行います。(※医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます)

利用調整前の保育課職員との面接の後、元麻布保育園職員が家庭訪問を行い、お子さんの様子について話を伺います。

保育園名	種別	所在地	指定管理者	定員	休園日
元麻布保育園	区立	港区元麻布2-14-12	社会福祉法人 春和会	20人	日・祝・年末年始

※年末年始は12月29日から1月3日までです。

(1)対象児童

申請の前に、お子さんの保育が必要であることの認定(子どものための教育・保育給付認定)を受ける必要があります。詳細は、2～3ページを確認してください。

申請ができるのは港区民のみです(転入予定の方、港区外の方は申請ができません。)

医療的ケア児	<p>満2歳～平成28(2016)年4月1日生まれのお子さん お子さんが、下記の全ての要件に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活において状態が安定していること。 ・医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。 また、その(医療)行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医に判断されていること。 ・主治医により集団保育が可能であると認められていること。 ・体位の変換や移乗等で容態の変化が起こらないこと。
障害児	<p>生後4か月～平成28(2016)年4月1日生まれのお子さん お子さんが、下記の全ての要件に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳2級程度以上又は愛の手帳2度程度以上で、障害・疾病等により特別な配慮が必要なこと。 ・入退院を繰り返さず、容態が安定していること。 ・家庭での介護が日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。また、保育を実施しても容態が変わらないと主治医に判断されていること。 ・主治医により集団保育が可能であると認められていること。 ・口腔から摂食をする場合に、誤嚥の心配の無いこと。 ・体位の変換や移乗等で容態の変化が起こらないこと。

(2)送迎支援について

公共交通機関や自家用車等による登降園が困難な場合には、福祉車両による送迎を行います。

福祉車両には保護者の方も同乗していただきます。ルートや送迎時間については、複数のお子さんを一度に送迎するため、保育園で面談をした後に決定します。お子さんや保護者の都合による個別の対応はできません。

8 提出書類

下記提出書類については、令和3年4月入園の利用調整から適用されます。令和3年3月までの入園の選考は令和2年度版保育園入園のごあんないに記載のある提出書類を用意してください。

入園申込みに必要な書類は、次の(1)～(4)です。(5)は該当者のみ提出が必要です。

締切日までに全ての書類をそろえて提出してください。書類不足の場合は、利用調整の対象となりませんので注意してください。申請内容が事実と異なる場合や虚偽の場合、申請は無効となります。

申請時に世帯全員の個人番号及び申請者の本人確認書類の提示が必要です。

個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード(記載内容に変更が無いもの)、個人番号が記載された住民票(コピー可)※いずれか1点

本人確認書類

1点で確認できるもの:個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード等

2点で確認できるもの:健康保険証、社員証、学生証、キャッシュカード等

※代理申請の場合は上記のほかに委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所等申込書〔DL〕

兄弟姉妹で同時に申請する場合は、希望園のページをコピーして用意してください。

(2) 保育の必要性を証明する書類 ※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。

父母等の状況		必要書類
就 労	従業員・派遣社員 パート等(内定者を含む)	就労証明書〔DL〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u>
	役員・自営業主 家庭内職者 家族従業者等	① 就労証明書〔DL〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u> ② タイムスケジュール〔DL〕 ③ 仕事の実態が分かるもの (例:請負契約書、登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書等) ④ 収入が分かるもの (例:確定申告書、直近3か月の報酬の記録とその振込みが確認できる通帳等) ※③④はコピー可。第三者機関発行、又は公的機関の証明
	3か月以内に転職している 場合	前職の勤務実績・離職日が分かるもの
出 産	母子手帳の表紙・出産(予定)日の分かるページのコピー	
疾 病	診断書のコピー <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u>	
障 害	障害者手帳のコピー	
介 護・看 護	① 被介護・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー ② タイムスケジュール〔DL〕 ③ 介護、看護の実態が分かるもの(例:居宅サービス計画書等)	
求 職	ハローワーク受付票のコピー(ハローワークが発行したもの)	
就 学 (就学予定者を含む)	① 就学(予定)証明書〔DL〕 <u>締切日から3か月以内に発行されたもの</u> ② 就学の実態が分かるもの(例:時間割、カリキュラム等)	
災 害 復 旧	り災証明等のコピー	

*提出された書類に不備があり、保育の必要性が確認できない場合は、利用調整会議の対象となりません。

*父母等の状況が就労で、役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者等の方は①～④の書類を、介護・看護の方は①～③の書類を、就学の方は①、②の書類を全てそろえて提出してください。

(3) 令和3年度港区認可保育園等の申込みに関する確認書〔DL〕

内容をよく確認し、同意のチェックを付けてください。

(4) 児童の健康状況申告書〔DL〕下に該当する方は次の書類も提出が必要です。

区 分	必 要 書 類
・低体重について継続通院中の場合 ・締切日時点で生後8週未満のお子さんで、出生時に妊娠週数37週以下かつ体重2500g未満の場合	・区指定の医師の意見書〔DL〕
・0歳児クラスの申込みで、出生時に妊娠週数37週以下かつ体重2500g未満のお子さんの場合	・母子手帳(出産の状態が分かるページ、最新の健診のページ)のコピー

(5) その他の書類(下に該当する方は提出が必要です)

区 分	必 要 書 類
お子さんを認可外保育施設又はベビーシッター等に預けている場合(親族等に預けている場合も含む)	・契約書(入所に関する部分)のコピー又は受託証明書〔DL〕 ・1か月分の保育料領収書のコピー ※複数預け先がある場合は全て提出してください。
ひとり親の場合	・ひとり親であることが確認できる書類(戸籍謄本、児童扶養手当証書等)のコピー
兄弟姉妹が私立幼稚園等に入園予定又は在園しており、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている場合	・子育てのための施設等利用給付認定書のコピー(認定申請予定の場合等は区指定の誓約書)
18歳未満の同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合	・障害者手帳のコピー
保育施設で保育士、看護師として就労内定している場合(復職予定を含む)	・誓約書〔DL〕 ・資格証明書のコピー
港区へ転入予定の場合	・同意書〔DL〕 ・賃貸契約書又は売買契約書のコピー(住所地、引渡し日、契約者名が記載されているもの)
障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんの申込みの場合	※詳細は10ページを参照してください。
・令和2年1月1日・令和3年1月1日時点で日本に住民登録がない場合(海外在住・大使館職員) ・令和元年中に海外で収入があった場合	・年間収入申告書〔DL〕令和元年分・令和2年分 ※平成31年1月～令和元年12月・令和2年1月～12月に収入・控除がある方はその証明書を添付してください。

※調整会議や保育料決定時に必要な住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により、港区で確認します。

※マイナンバー制度における情報連携ができない場合、課税証明書の提出を求められることがあります。

※海外での収入がある場合、日本円にレート換算し住民税相当額を計算します。

※祖父母等、同居者が生計中心者の場合は、その方についても住民税情報が必要です。また、住民税の申告をしていない方は住民税情報を確認できないので、申告が必要です。

※外国籍の方の就労・求職での申込みは、在留資格によって『資格外活動許可証』が必要になる場合があります。

9 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は17ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に20を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

(1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数			
	保育が必要な事由	細目				
1	就労	就労	週5日以上 の就労 1日8時間(週40時間)以上の就労を常態としていること	20		
			週4日以上 の就労	1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14	
				1日8時間以上の就労を常態としていること	17	
			週3日以上 の就労	1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11	
				1日8時間以上の就労を常態としていること	14	
			上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること			8
			就労 内定	週5日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
		1日6時間以上8時間未満の就労内定			11	
		1日4時間以上6時間未満の就労内定			8	
		週4日以上 の就労内定		1日8時間以上の就労内定	11	
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	8	
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	5	
		週3日以上 の就労内定		1日8時間以上の就労内定	8	
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	5	
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	2	
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定			2	
2	出産	出産(出産予定日を含む月の2か月前から認定期間満了日まで)	12			
3	疾病	入院(入院予定者を含む)	22			
		居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20		
			常時安静を要する	14		
一般療養	11					
4	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20			
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14			
		身体障害者手帳4級	8			

5	介護・看護	週5日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日以上 の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職活動のため、外出を常態としていること		2
7	就学	週5日以上 の 就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		週4日以上 の 就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就学 内定	週5日以上 の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		週4日以上 の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合		2~22

《注意事項》

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 研修医等は就労とみなします。
- ④ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。
週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ⑤ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。
ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑥ 産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。
- ⑦ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
- ⑧ 復職後に育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。左記に該当しない育児短時間勤務制度を利用する場合や勤務時間を変更する場合は、復職後勤務時間で判断します。
- ⑨ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
- ⑩ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在(死亡・拘禁・行方不明等)の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園希望の申込児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹(卒園・退園予定児を除く)が在籍している世帯(新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る) ※既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園若しくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
7	双子以上の申込みである世帯(新規入園希望の申込児童に限る)	+1
8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-1
9	番号8以外の転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-2
10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
11	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入所申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者 ※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適用しません。父母それぞれに適用し、内定発表日の属する月の1日で判断します。	-2
13	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3
14	自宅での自営で子どもを見ながら就労している世帯 ※申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間(居宅外での就労時間、他の人が保育している間の就労時間など)のうち、前者が多い場合に適用します。	-3
15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が介護・看護の人に適用します。	+3
16	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
19	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む) ※内定発表日の属する月の1日で判断します。	-20
20	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者	+6

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	ひとり親世帯
3	疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。
4	心身障害者世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
6	就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が「就労」に該当する場合に適用します。港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機期間が6か月以上必要です。「6か月」は内定発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断します)
7	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
8	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込みする場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限ります。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
9	同居の児童が同時申込みの世帯
10	養育している小学生以下の児童の数が多い世帯
11	新規入園申込みの世帯
12	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限ります。
13	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
14	港区保育室から認可保育園への転園である場合
15	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
16	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限ります。)を適用します。

※調整指数5番・優先順位4番については、10ページ及び13ページ(5)その他の書類に記載されている提出書類により判断します。

ただし、障害者手帳の交付を受けていない方は、以下の書類の提出により判断します。

・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級に該当する状態と同等であることが明記された医師の診断書

(手帳の交付を受けていなくても、難病等の理由で障害児福祉手当等を受給している場合は不要です。)

10 よくあるご質問

Q 1: 保育園の入園について申込み前に相談できますか？

A 1: お住まいの地区の担当支所窓口で入園のための相談に応じています。申請書類は窓口での受け取り、又は港区公式ホームページからダウンロードすることができます。
はじめて申込みをする方は、保育コンシェルジュへ相談してください(目次下部参照)。また、港区公式ホームページで保育園入園申込みに関する説明動画を配信しています。活用してください。
入園希望の保育園の見学については直接、保育園に電話で予約をしてください。

Q 2: 申込みはどこでできますか？ 郵送でもできますか？

A 2: 各総合支所区民課保健福祉係で申込みできます。郵送での申請も可能です。お住まいの地区の担当支所に提出してください。台場分室では受け付けていません。不足の書類が無いよう提出書類チェックシートを活用してください。

Q 3: 申込みをすれば、必ず入園できますか？ 先着順ですか？

A 3: 必ず入園できるとは限りません。申込み人数が空き人数を超えた場合は利用調整を行うため、先着順ではありません。

Q 4: 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

A 4: 出生前の申込みはできません。出生後に入園希望月の申込締切日までに申込みしてください。就労証明書等は出生前でも勤務先等に発行を依頼することは可能です。産前産後休暇期間等は現在取得中の期間を記載してください。

Q 5: 出生前に勤務先に依頼した就労証明書でも提出可能ですか？

A 5: 就労証明書は、締切日時時点で3か月以内に発行されたものが有効です。出産後、締切日までに期間が短く、産前産後休暇や復職予定日等の日程が未定な場合は、予定している期間を記載してください。

Q 6: 幼稚園と保育園のどちらにするか迷っています。両方申請できますか？

A 6: 幼稚園と保育園の申請は同時にできます。ただし、両方同時に在籍することはできません。
区立幼稚園、私立幼稚園の申請については、2ページを参照してください。

Q 7: 兄弟姉妹同時に申込みます。就労証明書は子ども1人につきそれぞれ必要ですか？

A 7: 就労証明書は保護者分を1部ずつ用意してください。同時申込みをするお子さんそれぞれにつき、用意する必要はありません。

Q 8: 就労証明書が申込締切日までに間に合いそうにありません。申込書だけでも受け付けてもらえますか？

A 8: 就労証明書等、保育の必要性を証明する書類が締切日に間に合わない場合は、保育の必要性の認定ができないため、申込受付はできません。必要書類を全てそろえて提出してください。申込締切日直前は受付窓口が混み合います。早めの申込み手続きをおすすめします。

Q 9: 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

A 9: 希望園の数によって利用調整が有利・不利になることはありません。
複数園に空きがある場合、最上位希望園1園を内定としますので、空き状況や待機者数に関わらず、通いたい順番で希望順位を決めてください。

Q 10:現在、育児休業を取得しています。いつから入園を希望できますか？

A 10:育児休業から復職する月から入園の申込みができます。例えば、10月14日復職予定の方は10月入園から申込みことができますので、申込締切日の9月6日までに申込みしてください。

Q 11:育児休業から復職後、育児短時間勤務を取得する予定です。指数はどうなりますか？

A 11:復職後に育児短時間勤務を取得し、1日6時間以上の勤務又は2時間までの育児短時間を取得する場合は、正規の勤務時間で判断し、指数を決定します。上記に該当しない時間数で、育児短時間勤務を取得する場合や勤務日数を減らす場合、また育児短時間以外の理由で勤務時間を変更する場合は、復職後の勤務時間で判断し、指数を決定します。

Q 12:調整指数13番はどのような場合に適用されますか？

A 12:勤務日数及び時間と給与額から時給換算し、東京都の最低賃金を下回っている場合には整合性が無いと判断します。

Q 13:優先順位15の住民税額が低額の世帯を優先するのはなぜですか？

A 13:保育園等は児童福祉法に基づく福祉施設のためです。

Q 14:〇〇保育園の競争率は何倍ですか？指数何点で入れますか？人気のある園はどこですか？

A 14:港区では保育園ごとの倍率を出していません。また、一人でいくつもの園を希望できるので、どの園が人気といった内容や実質倍率、何点で入れるとは回答できません。令和2年4月入所1次利用調整における内定発表時の入所者最低指数についてのデータはホームページ上で公開しています。

Q 15:4月の入園について、2回調整会議があるのはなぜですか？

A 15:0歳児クラスで生後43日目や生後57日目から入園できる保育園を対象に調整会議をするためと、1次利用調整の結果後に定員に空きがある場合に対応するためです。

Q 16:内定した園を辞退した場合、次の調整の際に、何か不利になりますか？

A 16:不利になることはありません。ただし、内定した園を辞退する場合、定められた提出期限までに「内定辞退届」を提出してください。第一希望の園の辞退、又は第二希望以下の園の「内定辞退届」の提出が期限を過ぎると、辞退した月の待機通知書は発行されません(待機通知書は育児休業給付金の延長の手続きに必要な場合があります)。また、今後の調整会議の対象になるためには、改めて申請が必要です。内定の辞退があると、入園したかった人に内定が出なくなってしまう場合があります。希望園はよく考えて、通える範囲で選択してください(9ページも参照してください)。

Q 17:申込みをしましたが、待機になりました。毎月、入園の申請が必要ですか？

A 17:申込書の有効期間は、入園を希望する年度の3月入園の申込みまでです(令和3年度の場合は、令和3年4月入園から令和4年3月入園までの申込みが有効)。ただし、認定期間を限度とします(求職、出産、就学等の場合)。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合、再度申込みが必要です。

Q 18:申込みをしましたが、転職を検討しています。何か手続きが必要ですか？

A 18:申込み後に申請内容に変更があった場合は、速やかに担当支所へ連絡の上、必要な書類を提出してください。内定又は入園決定後に申請内容に変更があったことが判明した場合、内定や入園決定が取消しになります。

Q 19:自分の保育料(給食費)がいくらになるのか教えてください。

A 19:住民税課税(非課税)証明書又は特別区民税決定通知書に記載されている区民税所得割額を確認の上、22~24ページを参照してください。保育園に入所が決定された方へは、入所月上旬に保育料等について通知します。

11 入園後の届出・手続き等

(1) 入園後に必要な届出

保育園に入園したときの父母等の状況が、次のいずれかに該当する場合は、期限までに保育園又は担当支所に必要書類を提出してください。

入園したときの父母の状況	提出書類	提出期限
産後休暇・育児休業から復職予定で申請した	復職証明書〔DL〕	復職後2週間以内※1
上の子が在園中で、下の子の育児休業から復職予定で申請した	復職証明書〔DL〕	復職後2週間以内
	認定変更申請書〔DL〕	入園する月の前月末日
就学予定で申請した	就学証明書〔DL〕又は学生証のコピー 時間割又はカリキュラム等のコピー	入園した月の末日
就労内定で申請した	勤務開始日以降に発行された就労証明書〔DL〕	入園した月の末日
	給与明細等、勤務実績の分かるもののコピー(就労後2か月分)	就労後、取得でき次第、1か月ごとに提出
求職活動のために申請した	就労証明書〔DL〕	認定期間内に、就労開始日が決まり次第提出。 ※必要時間の変更に伴う保育料変更がある場合、認定変更申請書が提出された翌月から適用となります。
	認定変更申請書〔DL〕	
	給与明細等、勤務実績の分かるもののコピー(就労後2か月分)	

※1 入園月中に復職証明書の提出がない場合は、勤務先に確認します。

- ・ 上記書類が期限までに提出されない場合は、退園となりますので注意してください。
- ・ その他在園中の変更手続きについては、入園後に配布されるリーフレットを参照してください。

(2) 在園中に育児休業を取得する方

①港区区内にお住まいの保護者の場合

在園中に妊娠が分かった場合「産前産後休暇・育児休業届」〔DL〕を提出してください。その後、育児休業を取得する場合は、育児休業開始日の翌月から、保育が必要な事由を「就労」から「育児休業」へ変更するために、認定変更申請が必要となります。育児休業期間中の保育時間は短時間の認定となります。

育児休業等の状況	在園児の取扱い
育児休業後に復職を予定している	育児休業対象児童が1歳6か月になる日の属する年度末(3月末)まで育児休業中も引き続き在園できます。 ※ただし、4月中に育児休業から復職する場合は、4月以降も引き続き在園できます。

例) 育児休業対象のお子さんが令和2年7月7日生まれ→令和4年1月6日で満1歳6か月になるため、上の子の「育児休業」認定の期間は最長で令和4年3月31日までとなります。

※「育児休業」認定の期間が3月31日までの方は、4月中に復職できない場合、退園となります。

②港区外にお住まいの保護者の場合

育児休業等の状況	在園児の取扱い
産前産後休業のみで復職する	引き続き在園できます。
保護者のいずれかが育児休業を取得する	在園児は産前産後休業終了時に退園となります。

(3) 転園・休園・退園をする方

次のいずれかに該当する場合は必要書類を提出してください。郵送でも受け付けます。事前に担当支所まで連絡してください。

内容	提出書類	注意事項
港区内の他の園に転園を希望するとき	転園申込書〔DL〕	<ul style="list-style-type: none"> ・転園希望月の申込締切日までに申請してください。 ・転園申込みは、申込みした年度の3月入園分まで有効です。 ・在園中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求められることがあります。 ・翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。 ・<u>転園が内定したら、元の園に戻ることはできません。</u> (入園前の面接・健康診断を転園の内定した前月末までに受けられない場合は、元の園は退園となります。) ・産前産後休暇中及び育児休業中は、転園ができません。
休園するとき	退(休)園届〔DL〕	<p>お子さんが病気やけがで、やむを得ず月の初めから1か月以上保育園を休むときは、休園ができます。(3か月を超える休園はできません。)</p> <p>※保育料(給食費)の免除については、25ページを参照してください。</p>
退園するとき	退(休)園届〔DL〕	<p>在園中に以下のいずれかに該当した場合は、退園となります。退園届を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 幼稚園やインターナショナルスクール等に入園する場合 ② 退職等により家庭で保育できるようになった場合 ③ 区外に転出し、区内に勤務地が無い場合 ④ 3か月を超えて保育園を休む場合

(4) 在園中に港区外に転出する方

港区に保護者どちらかの勤務先がある場合、転出後も引き続き在園することができます。継続して在園する場合は、港区と転出先の自治体で届出をしてください。

保護者のどちらかが育児休業取得中、求職活動中、就労内定の場合は退園になります。

ただし、居宅訪問型保育事業を利用している方は転出日までの利用となります。

(5) 現況届

保育が必要な事由を確認するため、入園後も毎年「現況届」を提出する必要があります。現況届の詳細については、提出時期に改めてお知らせします。

12 保育料(給食費)

(1) 保育料(給食費)の決定

保育料(給食費)は、世帯の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢により決定します。毎年9月に保育料(給食費)の算定ベースとなる区民税の年度を切り替えます。

令和3年度保育料	算定ベースとなる区民税の年度
令和3年4月～令和3年8月分	令和2年度分の区市町村民税額
令和3年9月～令和4年3月分	令和3年度分の区市町村民税額

※ 給食費は区立保育園及び港区保育室に通う3～5歳児クラスのお子さんについて決定します。0～2歳児クラスのお子さんの給食費については、保育料に含まれています。

※ 住民税の申告がない方や港区に転入した方等で、港区で税情報が確認できず書類の提出がない場合は、最高階層となりますので注意してください。

※ 課税証明書が取得できない方(海外収入のある方や大使館職員等)は、年間の収入額から保育料の算出を行います。(一部海外収入がある方も、当該収入について申告してください。)

<区市町村民税所得割額について>

- ・住民税課税額のうち、**父母の区市町村民税所得割課税額の合計額**で保育料(給食費)の算定を行います。
 - ※ 父母以外の扶養義務者の区市町村民税額の合計額が、その同居世帯の区市町村民税の合計額の5割以上を占めている場合は、父母以外の区市町村民税も算定対象となります。
- ・税額控除前の区市町村民税所得割課税額から調整控除のみを引いた額が、算定に使用する区市町村民税所得割課税額です。
- ・調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株譲渡割額控除)は適用しません。

(2) 保育料の納付

保育料は原則として口座振替払になります。内定通知書に「港区保育園保育料口座振替依頼書」が同封されているので、金融機関で手続きをしてください。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関(銀行・ゆうちょ銀行等)又はコンビニエンスストアで納付してください。

利用施設	認可保育園・認定こども園・港区保育室	地域型保育事業
通知方法	保育料決定通知書又は保育料等決定通知書	利用者負担額決定通知書
支払先	港区(港区民が区内施設に通う場合)	各施設(事業者)
支払方法	原則として口座振替	各施設に問い合わせてください。
支払時期	毎月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)	各施設に問い合わせてください。

※ 毎月1日に在園している限り、当月分の保育料(1か月分)を納付してください。

(月途中で退園をした場合でも、保育料の日割り計算はされません。)

(3) 給食費の納付

区立保育園、区立認定こども園、港区保育室に通うお子さんの給食費は原則として口座振替になります。内定通知書に「港区保育園保育料口座振替依頼書」が同封されているので、金融機関で手続きをしてください。口座振替が開始されるまでの給食費は、納付書により、金融機関(銀行・ゆうちょ銀行等)又はコンビニエンスストアで納付してください。ただし、月単位で給食を必要としないことを事前に申請した場合、その月の給食費はかかりません。詳しくは25ページを参照してください。

※ 毎月1日に在園している限り、当月分の給食費(1か月分)を納付してください。

(月途中で退園をした場合でも、給食費の日割り計算はされません。)

※ 私立保育園に通う場合は各施設に直接支払となります。支払方法、支払時期等については、各施設にお問い合わせください。

(4) 保育料(利用者負担額)(令和2年10月現在)

※保育料については見直しを予定しています。

(単位:円)

区市町村民税等の状況	階層	保育料(月額)				延長保育料 (一時間単位)		
		保育標準時間		保育短時間		~19:15	19:15~	
		0~2歳児 クラス	3~5歳児 クラス	0~2歳児 クラス	3~5歳児 クラス			
生活保護受給世帯等	A	0	0	0	0	0	200	
区市町村民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	200	
区市町村民税均等割のみ課税世帯	C1	1,900	0	1,800	0	200	400	
区市町村民税所得割課税額※	1円以上 5千円未満	C2	2,400	0	2,300			0
	5千円以上 5万円未満	C3	3,100	0	3,000			0
	5万円以上 6万円未満	D1	6,900	0	6,700			0
	6万円以上 7万円未満	D2	8,500	0	8,300			0
	7万円以上 8万6千円未満	D3	9,600	0	9,400			0
	8万6千円以上 12万3千円未満	D4	14,000	0	13,700			0
	12万3千円以上 16万円未満	D5	18,300	0	17,900			0
	16万円以上 18万円未満	D6	22,100	0	21,700			0
	18万円以上 20万円未満	D7	24,300	0	23,800			0
	20万円以上 22万円未満	D8	26,200	0	25,700			0
	22万円以上 24万円未満	D9	28,300	0	27,800			0
	24万円以上 26万円未満	D10	30,000	0	29,400			0
	26万円以上 27万円未満	D11	31,900	0	31,300	0		
	27万円以上 28万円未満	D12	33,400	0	32,800	0		
	28万円以上 29万円未満	D13	35,200	0	34,600	0		
	29万円以上 30万円未満	D14	36,700	0	36,000	0		
	30万円以上 31万円未満	D15	38,300	0	37,600	0		
	31万円以上 32万円未満	D16	39,600	0	38,900	0		
	32万円以上 33万円未満	D17	41,200	0	40,400	0		
	33万円以上 37万円未満	D18	44,700	0	43,900	0		
	37万円以上 41万円未満	D19	50,300	0	49,400	0		
	41万円以上 45万円未満	D20	55,300	0	54,300	0		
	45万円以上 49万円未満	D21	59,200	0	58,100	0		
	49万円以上 56万円未満	D22	63,500	0	62,400	0		
	56万円以上 63万円未満	D23	67,800	0	66,600	0		
	63万円以上 70万円未満	D24	72,100	0	70,800	0		
	70万円以上 80万円未満	D25	76,400	0	75,100	0		
80万円以上 90万円未満	D26	79,800	0	78,400	0			
90万円以上	D27	83,200	0	81,700	0	400	600	

※ 保育標準時間と保育短時間の保育料は、認定を受けた保育の必要量に応じて適用します。

※ 私立保育園、地域型保育事業の延長保育料及び延長保育時間は上記と異なる場合があります。各保育園にお問い合わせください。

※ 港区保育室の保育料は、3~5歳児クラスは37,000円、A・B階層の0~2歳児クラスは42,000円で決定されますが、港区民の場合は、施設等利用給付の施設による法定代理受領により無償化されるため、保育料の徴収はありません。

(5) 3~5歳児クラスの給食費(令和2年10月現在)

階層区分	給食費(月額)
A階層、B階層、C階層及びD1階層(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。)に属する世帯	0円
D1階層(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。)からD27階層までの階層に属する世帯	5,000円

※ 私立保育園の給食費については上記と異なる場合があります。各保育園にお問い合わせください。

(6) 多子世帯等の保育料(給食費)負担の軽減

ア 多子世帯の保育料(給食費)負担の軽減

港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料(給食費)は無料です。ただし、延長保育料は第2子以降もかかります。

(例1)第1子が認可保育園在園児(2歳児)、第2子が認可保育園在園児(1歳児)の場合
(父母の区市町村民税所得割課税額の合計 350,000円)
⇒第1子(2歳児)保育料:全額負担 44,700円(D18階層 標準時間認定)
第2子(1歳児)保育料:負担なし 0円(D18階層 標準時間認定)

(例2)第1子が小学生、第2子が認可保育園在園児(1歳児)の場合
(父母の区市町村民税所得割課税額の合計 210,000円)
⇒第2子(1歳児)保育料:負担なし 0円(D8階層 標準時間認定)

イ ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯の保育料(給食費)負担の軽減

港区民で、ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯の場合、世帯の区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子の保育料(給食費)は無料です。ただし、延長保育料はかかります。

(例3)第1子が認可保育園在園児(3歳児)、第2子が認可保育園在園児(1歳児)の場合
(父母の区市町村民税所得割課税額の合計 35,000円)
⇒第1子(3歳児)給食費:負担なし 0円(C3階層 標準時間認定)
第2子(1歳児)保育料:負担なし 0円(C3階層 標準時間認定)

(7) 保育料(給食費)の減額

現在の収入が著しく減少したり、病気や災害等で特定の支出が著しく増加する等、保育料(給食費)の支払いが困難になった場合に、減額制度が適用されることがあります。減額は、申請日の翌月(申請日が月の初日の場合はその月)から適用となります。申請日より前に減額の対象になる場合でも、過去に遡って適用はされないの、注意してください。(生活保護法により減額の対象となる場合は、生活保護受給を開始した日の属する月から適用となります。)

申請時に、基本保育料・給食費減額申請書に加え、理由に応じた必要書類を提出してください。詳しくは担当支所に相談してください。

<寡婦(寡夫)控除のみなし適用について>

婚姻歴のないひとり親世帯における保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援を一層推進することを目的に、保育園保育料等において税法上の寡婦(寡夫)控除のみなし適用を実施しています。

のみなし適用を受けるためには、担当支所で毎年申請が必要です。

(8) 保育料(給食費)の免除

お子さんが病気やけがで、月の初めから1か月以上保育園を休むときは、前月末日までに、診断書等を添付の上休園届を提出すると、保育料(給食費)の免除を受けることができます。また、月単位で給食の提供を必要としない場合、区立認可保育園、区立認定こども園及び港区保育室においては、前月の20日まで(入所月は前月未まで)に給食提供停止申請書を提出すると、給食費の免除を受けることができます。

※ 私立認可保育園の給食費の取扱いについては、各園に問い合わせてください。

●保育料(給食費)免除表

ケース 項目	病気やけがの場合		給食の提供が不要な場合
	保育料	給食費	給食費
免除対象	保育料	給食費	給食費
免除単位	月単位 ※日単位の対応はありません		月単位 ※日単位の対応はありません
免除期間	最大 3 か月		給食の提供が不要な期間
提出書類	休園届〔DL〕		給食提供停止申請書〔DL〕
提出先	各地区総合支所区民課保健福祉係又は在籍園		
申請期日	前月末日	前月20日 ※入所月の免除を申請する場合は前月末	

<保育料(給食費)の滞納について>

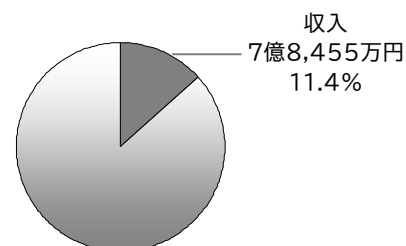
正当な理由なく保育料(給食費)を滞納した場合は、督促状が発行されるほか、保育園を通じての請求や、地方税の例により滞納処分を行うことがあります。滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育園入園申込みの際に20点の減算対象となる場合があります。

※ 保育園の運営にかかる経費は、保護者の皆様が負担している保育料(給食費)と港区・国・東京都が負担する費用で運営されています。園児の安全を確保し、より良い保育を実施するためには、保護者の皆様のご理解とご協力が必要です。保育料(給食費)は、必ず期日までに納付してください。

●区立保育園運営に要する行政コストの状況

令和元年度	運営費(事業コスト)	園児1人あたり
	69億190万4,000円	238万7,376円

区民税等一般財源
61億1,735万円
88.6%



13 延長保育・早朝保育

各保育園では、保育標準時間を超えて延長保育を実施しています(土曜日を除く)。延長保育は、在園している保育園で利用ができます。ただし、通常の保育料とは別に延長保育料がかかります。

<延長保育の利用について>

項目	区立認可保育園・港区保育室 区立認定こども園(2・3号認定)	私立認可保育園・小規模保育事業 居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
延長時間	18時15分以降1時間単位	保育園によって異なります。 詳細は各施設にお問い合わせください。
利用対象	満1歳の誕生日を迎えたお子さん (完了食になってから)	
利用可能日	月曜日から金曜日まで	
利用定員	各保育園にお問い合わせください。	

※延長保育料及び延長保育時間は、保育園により異なります。別紙「港区内認可保育園等一覧」を参照してください。

<利用申込みについて>

- ・延長保育は、保育園に事前の利用申込みが必要です。利用方法は保育園にお問い合わせください。
- ・利用申込みをした延長保育時間を必ず守ってください。
- ・事前に利用申込みをした時間とお迎えの時間が変わる場合は、速やかに保育園に連絡してください。

(1) 延長保育料

<延長保育料金表> 階層区分については、23ページを参照してください

階層	1時間あたりの延長保育料(単位:円)	
	～19:15	19:15～
A、B	0	200
C1～D7	200	400
D8～D27	400	600

「多子世帯等の保育料(給食費)負担の軽減」(24ページ参照)により、基本保育料が無料の場合でも、延長保育料はかかります。

※短時間認定のお子さんについて、保育短時間を超えて保育を行う場合、延長保育料を徴収します。

※保育園へ事前に延長保育の利用の申込みをしていない保護者が、認定時間を超えた時間にお迎えの場合、上記の延長保育料相当額を徴収します。

※私立保育園、地域型保育事業の延長保育料及び延長保育時間は上記と異なる場合があります。各保育園にお問い合わせください。

※待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は、1時間あたり1,000円です。

(2) 早朝保育

神明保育園で実施しています。

利用時間	6時15分～7時15分(日額利用)
利用要件	就労で保育ができない場合
利用方法	直接、保育園に申込みしてください。定員の枠内で申込みを受け付けます。
対象者	1歳の誕生日から(神明保育園在園児に限る)
保育料	日額:0円～400円 ※階層区分により金額が異なります。(上表参照)

14 休日保育

休日に保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、下記の施設において保育します。

対象者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園(1号認定児童を除く)・港区保育室・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(地域枠)を利用している ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園(1号認定児童を除く)・地域型保育事業等を利用している ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所に月ぎめで通っている												
利用要件	就労等で休日に保育ができない場合												
利用時間	日曜・祝日 7時15分～18時15分(12月29日～1月3日は除く) ※芝浦アイランドこども園は12月29日、30日も実施												
利用料金	利用者負担はありません												
申込期間	利用日の前月1日から9日前まで(平日のみ受付、9時から17時まで)												
申込み	直接希望園へ電話予約した上で、在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 詳細については港区公式ホームページを確認してください ※②、③の方は保育課運営支援係(TEL 3578-2940)に提出												
実施園・問合せ	<table> <tr> <td>神明保育園</td> <td>TEL 5733-6822</td> </tr> <tr> <td>たかほま保育園</td> <td>TEL 5781-0255</td> </tr> <tr> <td>しばうら保育園</td> <td>TEL 5232-1130</td> </tr> <tr> <td>東麻布保育園</td> <td>TEL 3584-3811</td> </tr> <tr> <td>芝浦アイランドこども園</td> <td>TEL 5443-7337</td> </tr> <tr> <td>元麻布保育園</td> <td>TEL 5422-7338</td> </tr> </table>	神明保育園	TEL 5733-6822	たかほま保育園	TEL 5781-0255	しばうら保育園	TEL 5232-1130	東麻布保育園	TEL 3584-3811	芝浦アイランドこども園	TEL 5443-7337	元麻布保育園	TEL 5422-7338
神明保育園	TEL 5733-6822												
たかほま保育園	TEL 5781-0255												
しばうら保育園	TEL 5232-1130												
東麻布保育園	TEL 3584-3811												
芝浦アイランドこども園	TEL 5443-7337												
元麻布保育園	TEL 5422-7338												

15 年末保育

年末に保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、区立保育園において一時的に保育します。

対象者	次のいずれかに該当する生後4か月以上のお子さん ① 区内認可保育園・区内認定こども園(1号認定児童を除く)・港区保育室・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(地域枠)を利用している ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園(1号認定児童を除く)・地域型保育事業等を利用している ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所に月ぎめで通っている												
利用要件	就労等で年末に保育ができない場合												
利用期間	12月29日、30日 7時15分～18時15分												
利用料金	利用者負担はありません												
申込期間	11月上旬～中旬 ※12月入所の方は別途申込期間があります。												
申込み	在籍園に申込書及び就労証明書等を提出 ※②、③の方は保育課運営支援係(TEL 3578-2940)に提出												
実施園・問合せ	<table> <tr> <td>神明保育園</td> <td>TEL 5733-6822</td> </tr> <tr> <td>たかほま保育園</td> <td>TEL 5781-0255</td> </tr> <tr> <td>しばうら保育園</td> <td>TEL 5232-1130</td> </tr> <tr> <td>東麻布保育園</td> <td>TEL 3584-3811</td> </tr> <tr> <td>元麻布保育園</td> <td>TEL 5422-7338</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区立認可保育園(上記園を除く指定園)</td> </tr> </table>	神明保育園	TEL 5733-6822	たかほま保育園	TEL 5781-0255	しばうら保育園	TEL 5232-1130	東麻布保育園	TEL 3584-3811	元麻布保育園	TEL 5422-7338	区立認可保育園(上記園を除く指定園)	
神明保育園	TEL 5733-6822												
たかほま保育園	TEL 5781-0255												
しばうら保育園	TEL 5232-1130												
東麻布保育園	TEL 3584-3811												
元麻布保育園	TEL 5422-7338												
区立認可保育園(上記園を除く指定園)													

II その他の保育サービス

認証保育所

東京都が多様化する保育需要に応えるための保育施策として創設した制度であり、施設の設備や広さ、職員の数等について、東京都が定めた一定の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設です。

→直接施設へ問い合わせてください。

(令和2年10月現在)

地区	施設名	所在地	電話番号	開所時間	定員	対象	設置者
芝	三田 プチ・クレイシュ	芝 5-29-22 ライオスマンション・レジス三田 1階	5440-5950	7:00~20:00	33	生後 3 か月~就学前	㈱こどもの森
	アスク汐留 保育園	海岸 1-1 アクティ汐留 2階	5404-4863	7:30~22:00 (日祝)8:00~18:00	30	生後 45 日~就学前	㈱日本保育サービス
	ゆらりん三田 保育園	三田 2-7-13 TDS 三田ビル 1階	5446-5888	7:30~22:00	30	生後 57 日~ 満 3 歳の 3 月	ライフサポート(株)
	プチ・ナーサリー 田町	芝 4-16-1 カテリーナ三田 1階	3451-5670	7:00~20:00	40	生後 3 か月~就学前	㈱プチ・ナーサリー
麻布	ホームデイクア・六本木	西麻布 1-4-46 西麻布ムラタビル	3401-2155	8:00~23:00	25	生後 8 週~3 歳未満	一般社団法人双葉会
	ニチキッズさわやか 麻布十番 保育園	麻布十番 1-10-3 モンテブラザ 2階	3586-3887	8:00~22:00	30	生後 57 日~就学前	㈱ニチイ学館
	ポピンズナーサリー スクール広尾	南麻布 5-1-11 Qiz 広尾 3階	5475-2185	7:30~22:00	33	生後 57 日~就学前	㈱ポピンズ
	ナーサリー ルーム	南麻布 5-6-8	3473-8317	7:00~20:00	35	生後 43 日~3 歳未満	(福)恩賜財団母子愛育会
	ゆらりん東麻布 保育園	東麻布 1-26-2 SERAPH10 AZABU 1・2階	6426-5567	7:30~22:00	47	生後 57 日~就学前	ライフサポート(株)
赤坂	ポピンズナーサリー スクール赤坂	赤坂 1-8-1 赤坂インターシティ AIR 2階	5545-5341	7:30~20:30	30	生後 57 日~就学前	㈱ポピンズ
高輪	コンビブラザ白金台 保育園	白金台 3-15-6 ラミール白金台 2階	5447-7600	7:30~20:30	50	生後 57 日~就学前	コンビウィズ(株)
	ポピンズナーサリー スクール白金台	白金台 4-8-16 ダリアコート白金台 1階 101号室	5789-2166	7:30~22:00	30	生後 57 日~就学前	㈱ポピンズ
	ニチキッズさわやか 白金高輪 保育園	白金 1-25-25	3441-6734	7:30~21:00	20	生後 57 日~3 歳	㈱ニチイ学館
	ポピンズナーサリー スクール高輪	三田 4-9-7 BPR ビンテージ三田伊皿子坂 2階	5419-2115	7:30~22:00	36	生後 57 日~就学前	㈱ポピンズ
芝浦港南	アスクお台場 保育園	台場 2-2-3	3599-2829	7:30~22:00 (日祝)8:00~18:00	30	生後 45 日~就学前	㈱日本保育サービス
	アンジェリカ 保育園 芝浦園	芝浦 4-22-2 エアテラス 2階	5439-4340	7:00~21:00	40	生後 57 日~就学前	㈱アンジェリカ
	ポピンズナーサリー スクール芝浦	芝浦 4-10-1 キャピタルマーク 2階	5444-2120	7:30~22:00	34	生後 57 日~就学前	㈱ポピンズ
	ニチキッズさわやか 港南 保育園	港南 4-2-5 シティカ-品川西棟 2・3階	3471-9826	7:30~21:00	80	生後 57 日~就学前	㈱ニチイ学館
	アンジェリカ 保育園 品川園	港南 2-3-13 品川フロントビルキッズ館	5781-9736	7:30~20:30	40	生後 57 日~就学前	㈱アンジェリカ

<認証保育所又は認可外保育施設保育料助成金及び施設等利用給付について>

子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定期間中に、認証保育所または東京都若しくは区市町村の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設(港区保育室、みなと保育サポートを除く)に入所しているお子さんの保護者を対象に、認証保育所又は認可外保育施設保育料の一部を助成する制度があります。また、それ以外の東京都又は区市町村届出済の認可外保育施設について、施設等利用給付の制度があります。詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

→ 申込み・問合せ

《認証保育所保育料助成について》保育課 保育支援係 TEL 3578-2429

《認可外保育施設保育料助成・施設等利用給付について》保育課 保育支援係 TEL 3578-2428

みなと保育サポート

パートタイム勤務や短時間勤務等により、お子さんを保育できない家庭を対象に、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行います。利用頻度によって、定期利用保育とスポット利用保育に分かれています。→直接施設へ問い合わせてください。

施設名	みなと保育サポート白金	みなと保育サポート港南四丁目	みなと保育サポート東麻布	みなと保育サポート赤坂	みなと保育サポート白金台
所在地	白金3-10-12 2階	港南4-2-4 1階	東麻布2-1-1 4階	赤坂9-4-2 2階	白金台4-6-2 1階
申込み・問合せ	TEL 5423-4909	TEL 5796-8861	TEL 5544-8461	TEL 3475-3902	TEL 6450-4298

ベビーホテル

認可保育園と認証保育所以外の保育施設のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものをいいます。
→直接施設へ問い合わせてください。

- (1)午後7時以降の保育を行っているもの
- (2)お子さんの宿泊を伴う保育を行っているもの
- (3)時間単位でのお子さんの預かりを行っているもの

ベビーシッター

下記の協会に直接問い合わせてください。

→問合せ (社)全国保育サービス協会

新宿区荒木町5-4 クサフカビル2階 TEL 5363-7455

一時保育

通常、家庭で保育をしている方が、一時的に家庭における保育が困難な場合にお子さんを預けることができます。なお、認証保育所やベビーホテルでも一時保育を実施している場合があります。また、それぞれに定員があります。→詳しくは港区公式ホームページを参照してください。

<区立保育園の一時保育>

(1) 区立保育園の緊急一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	保護者が出産や病気等で一時的に保育ができない場合

(2) 南青山保育園・南麻布保育園・飯倉保育園の一時保育

対象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利用要件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

(3) 芝浦アイランドこども園・神明保育園・たかはま保育園・元麻布保育園の一時保育

対 象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん
利 用 要 件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合

<私立保育園の一時保育>

実 施 園	愛 星 保 育 園	ベネッセ港南保育園
対 象	区内在住で集団保育が可能な生後4か月から小学校就学前までのお子さん	
利 用 要 件	① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合 ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合 ③ 保護者が出産や病気等で一時的に保育できない場合(緊急一時保育)	

<その他の一時保育>

(1) 乳幼児一時預かり事業

施 設 名	あっぴい芝 浦	芝浦3-1-16	しばうら保育園1階	TEL 5730-3253
	あっぴい港 南	港南2-3-13	品川フロントビルキッズ館3階	TEL 6712-0688
	あっぴい新 橋	新橋6-4-2	きらきらプラザ新橋2・3階	TEL 5425-7525
	あっぴい麻 布	六本木5-12-24	麻布図書館1階	TEL 5114-9900
	あっぴい西麻布	西麻布2-13-3	西麻布いきいきプラザ3階	TEL 5467-7175
	あっぴい赤 坂	赤坂9-4-2	パークコート赤坂檜町ザタワー2階	TEL 3475-3900
	あっぴい白 金 台	白金台4-6-2	ゆかしの杜1階	TEL 6450-4249
対 象	生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能なお子さん			
登 録 ・ 問 合 せ	各あっぴい(連絡先は上記参照)			

(2) 子育てひろば「あい・ぽーと」(一時保育「あおば」)

所 在 地	南青山2-25-1
対 象	生後2か月から小学校6年生までの集団生活が可能なお子さん
登 録 ・ 問 合 せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 TEL 5786-3250

(3) 派遣型一時保育

保 育 場 所	保護者の自宅等
事 業 内 容	一時保育、病後児保育、新生児保育等
対 象	区内在住で原則生後7日から小学校6年生までのお子さん
登 録 ・ 問 合 せ	子育てひろば「あい・ぽーと」 南青山2-25-1 TEL 5786-3250

(4) みなと子育て応援プラザPokke(ぽっけ)

	乳幼児一時預かり	トワイライトステイ	ショートステイ
所在地	芝5-18-1-102(芝保育園となり)		
利用要件	保護者の病気、行事参加、リフレッシュ等理由は問わず一時保育が必要な場合	保護者が仕事等で夜間に育児ができない場合	保護者が仕事や入院、身体的または精神的理由による体調不良等で短期的に育児ができない場合
対象	生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後6か月から中学3年生までの集団保育が可能なお子さん	区内在住で生後10か月から中学3年生までの集団保育が可能なお子さん
問合せ	みなと子育て応援プラザPokke TEL 6435-0411		

(5) 育児サポート子むすび(ファミリー・サポート・センター事業)

保育場所	利用会員または協力会員の自宅
事業内容	育児に関するサポートを必要とする人(利用会員)と育児の手助けができる人(協力会員)とを結び、地域全体で子どもの成長を見守るファミリー・サポート・センター事業です。主に、保育園や学童クラブへの送迎、保育時間外や保護者外出時の一時保育等を行います。
対象	0歳～小学6年生 ※区内在勤の方も利用できます。
登録・問合せ	港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 TEL 6230-0284

(6) 乳幼児ショートステイ(麻布乳児院)

所在地	南麻布5-1-20 TEL 3446-5361
事業内容	保護者が出産や介護、出張、病気、冠婚葬祭等により育児が困難になったときに、宿泊を伴ってお子さんをお預かりします。
対象	区内在住の生後7日から4歳未満の乳幼児
申込み・問合せ	子ども家庭支援センター TEL 6400-0090

(7) みなと保育サポート

定期利用保育の空きを利用して、スポット利用保育を実施しています。詳細については29ページを参照してください。

(8) 夏休み一時預かり事業

認可保育園・認定こども園・港区保育室では、夏休みの一時預かり事業を実施しています。詳細は時期になり次第、港区公式ホームページに掲載します。

待機児童向け居宅訪問型保育事業

待機児童対策として、認可保育施設等へ入園することができなかった0～2歳児のお子さんを対象にした居宅訪問型保育事業です。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住で、認可保育園への入園申し込みをし、2園以上(生後3か月未満の方は57日園を2園以上)希望したが、内定とならなかったお子さん ※以下の方は利用対象とはなりません。 ・3歳児クラス以上のお子さん ・障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんについては、利用ができない場合があります。
利用時間	<p>月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)</p> <p>7時15分～18時15分</p> <p>※ 延長保育をご利用の場合、事前に各事業者への申請が必要になります。</p>
申込み・問合せ	保育課 保育支援係 TEL 3578-2445

詳細については、別紙「待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内」を参照してください。

病児・病後児保育室

病児・病後児保育室の所在地及び連絡先等、詳細については港区公式ホームページを確認してください。

対 象	<p>生後6か月～小学校就学前で、次のいずれかに該当するお子さん</p> <p>① 区内在住の場合、認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所・東京都若しくは区市町村に届出済の認可外保育施設に在籍、又は小規模保育事業・事業所内保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業・みなと保育サポート(定期利用)・空きクラスを活用した1歳児定員拡大事業を利用している</p> <p>② 区外在住の場合、認可保育園・認定こども園・港区保育室・認証保育所に在籍、又は小規模保育事業・事業所内保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業を利用している(全て港区内の施設・事業に限る)</p>
利用要件	<p>【病児保育室】 病中又は病気の回復期であり、集団保育が困難な場合</p> <p>【病後児保育室】 病状がある程度安定し、病気の回復期であり、集団保育が困難な場合 ※病状によっては預かることができない場合があります。</p>
利用時間	<p>月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 ※保育日時は必ず守ってください。</p>
利用料金	<p>区内在住者1日2,000円、区外在住者1日3,000円 ※区内在住者に限り、区民税非課税世帯若しくは生活保護受給世帯の場合、利用料免除制度があります。</p>
休業日	<p>土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) ※一部施設で、夏季休業期間があります</p>
利用方法	<p>保育施設もしくは保育課で事前登録をし、各病児・病後児保育室で、その都度利用申込みが必要です。</p>
登録方法	<p>区内の認可保育園・認定こども園(1号除く)・港区保育室・認証保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業・空きクラスを活用した1歳児定員拡大事業を利用している方は、通っている保育施設に申込み、登録します。</p> <p>その他の保育施設・保育事業等を利用している方は、下記申込み先に申請書等の必要書類を提出してください。</p>
申込み・問合せ	<p>保育課 保育支援係 TEL 3578-2429</p>

<訪問型病児・病後児保育 利用助成制度>

お子さんが病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度があります。

詳しくは、下記まで問い合わせてください。

➔問合せ 保育課 保育支援係 TEL 3578-2429

育児休業明け入所予約制度のご案内

港区では、年度途中で育児休業からの復職を予定している保護者の方を対象に、入所予約を実施しています。予約により入園できる時期は、満1歳の育児休業から復職する月の初日からとなります。

<対象者> 次の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 区内に住民登録があり、現に居住していること。
- (2) 令和2年5月1日から令和3年4月1日までに生まれたお子さんを養育していること。
- (3) 育児休業法その他の法令による育児休業を1年間取得し、お子さんの1歳の誕生日又はその前日に復職すること。
- (4) 雇用保険法、その他の法令による育児休業給付金受給対象者であること。
- (5) **令和3年4月の入園申込みをしていないこと。(他区での申込みも含む)**
※産休明けの保護者や、上記の(3)の復職日以外の育児休業取得者は対象になりません。
 ※育児休業給付金の特例措置により給付金が受けられない方も、雇用保険料を支払っており、勤務実績が1年以上あれば、「育児休業明け入所予約」の対象になる場合があります。
 ※令和2年5月1日生まれで令和3年4月30日に復職する場合は、通常の令和3年4月入園になります。また、令和3年4月1日生まれで令和4年4月1日に復職する場合は、通常の令和4年4月入園になります。
 ※お子さんに障害や疾病がある場合は、早めに各総合支所区民課保健福祉係に相談してください。

●実施園

区立認可保育園、芝浦アイランドこども園、港区保育室(芝公園二丁目、港南四丁目、新橋、南麻布三丁目、白金三丁目を除く)※私立保育園、小規模保育事業所、事業所内保育所は対象外です。

●受入クラス及び受入予定数

0歳児クラス 各園数名

●申込受付期間、選考(抽選)日

対象児童の生年月日	窓口受付期間	郵送受付期間	選考(抽選)日・結果発表日
令和2年5月1日 ～令和3年4月1日	令和3年3月8日 ～令和3年4月6日	令和3年3月8日 ～令和3年3月31日	令和3年4月12日(月)

●申込方法

受付窓口	各総合支所 区民課 保健福祉係
受付時間	月曜日～金曜日(祝日を除く)の8時30分～17時
提出書類	<input type="checkbox"/> 育児休業明け入所予約申込書[DL] <input type="checkbox"/> 12～13ページの提出書類一式 <input type="checkbox"/> 公共職業安定所の発行する「育児休業給付金支給決定通知書」のコピー(公務員の方は健康保険証のコピー) ※「育児休業給付金支給決定通知書」が手元にない方は、雇用保険加入者証又は雇用保険料の支払いが分かる給与明細等のコピー

詳細については「令和3年度育児休業明け入所予約について(ごあんない)」を参照してください。

「令和3年度育児休業明け入所予約について(ごあんない)」は、各総合支所区民課保健福祉係及び入所予約実施園にあります。

また、港区公式ホームページからもダウンロードできます。